

犬山国際ユースホステル指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

1 施設の概要

施設名 : 犬山国際ユースホステル（愛称：リバーサイド犬山）
所在地 : 犬山市大字継鹿尾字氷室162-1
設置根拠 : 愛知県観光施設条例（昭和34年 供用開始）
設置目的 : 県内の観光旅行者の利便を図るため
施設概要 : 建築面積 955.83 m²
総床面積 1,699.99 m²
駐車場 17台

2 指定管理概要

指定管理者名 一般財団法人 日本ユースホステル協会
指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
（平成28年4月1日～平成30年3月31日も同指定管理者による運営）
指定管理者選定時の主な提案内容
食堂の自主運営による経費の大幅減
日本ユースホステル協会のネットワークおよびノウハウを活かした集客
社会的弱者の受け入れ
実施状況
収入・利用者は目標に達しなかったものの、支出削減により黒字経営がなされている。
利用者の声を聞きながら施設の保守・修繕を行なっている。
全国の直営ユースやキーユースとのネットワーク構築や、団体営業等による誘客促進に取り組んでいる。
12月に、ひとり親家庭を対象としたクリスマス宿泊イベントを開催した。

3 利用状況

（単位：人、件）

| 区分 | 30年度 | | 29年度 | | 増減 (①-②) |
|-----|-------|--------|------|--------|-------------|
| | 計画値 | 実績値(①) | 計画値 | 実績値(②) | |
| 宿泊室 | 9,800 | 9,044 | - | 8,974 | +70 |
| 集会場 | - | 274 | - | 226 | +48 |

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

| 区分 | 30年度 | | 29年度 | | 増減 (①-②) |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 計画値 | 実績値(①) | 計画値 | 実績値(②) | |
| 収入計 | 56,096 | 54,567 | 54,477 | 53,916 | +651 |
| 利用料金収入 | 31,716 | 30,237 | 29,771 | 28,528 | +1,709 |
| 指定管理料 | 11,000 | 11,000 | 12,000 | 12,000 | -1,000 |
| その他 | 13,380 | 13,330 | 12,706 | 13,388 | -58 |
| 支出 | 56,096 | 53,582 | 54,477 | 51,991 | +1,591 |
| 収支差 | 0 | 985 | 0 | 1,925 | -940 |

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

| 評価 | 評価内容 |
|----|---|
| A | 利用者・収入とも計画値には満たなかったが、支出の削減により黒字の運営ができています。その中で設備に投資し利用者の利便性を高めている。また、団体営業等を行い利用促進の取り組みも行っており、評価できる。 |

(2) 区分ごとの評価

| 区分名称 | 評価 | 評価内容 |
|------------|----|--|
| 基本項目 | A | 適正に行われている。全フロントスタッフの英語対応可・パブリックスペースへのキッズスペースの設置等、宿泊者が平等に利用できるための工夫がなされている。 |
| 施設の適正な管理 | A | 適切に行われている。台風による停電時には、的確な利用者の誘導ができていた。また施設設備に関しては、こまめな点検・メンテナンスが実施されている。 |
| サービスの維持・向上 | A | 適切に行われている。観光協会・商工会等実施の接遇研修会等にも参加し、サービス向上に取り組んでいる。 |
| 運営等の安定性 | A | 適切に行われている。設備投資をしながらも黒字運営がなされている。 |

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

効率的な黒字運営がなされていることから、今後も指定管理制度を活用した施設管理を行い、さらなる利用者数の増加を図る。

6 利用者からの反応

全体的には良い評価をいただき、特にスタッフ対応の評価は高い。施設設備や備品に関する指摘をいただくことが多かった。

7 その他

監査において経理規定について指摘があった。明文化されていない部分があったため、直営ユースホテル全体に係る経理規定を新たに策定した。

耐用年数を超過した設備について、日ごろから故障等の未然防止に努め、問題が発生した際には速やかに対応するなどして影響を最小限に抑えているものの、設備等の更新が課題となっている。

○ 問い合わせ先

観光コンベンション局観光振興課企画グループ
電話：052-954-6353（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-973-3584
メールアドレス：kanko@pref.aichi.lg.jp